

16世紀半ばのヨシフ=ヴォロコラムスキー 修道院領における雇用労働力について

細川 滋

I はじめに

1 問題の所在

すでに拙稿（[16]，[17]）において，16世紀後半におけるヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院領における雇用労働力について検討を加えたが，それに先行する時期の当該修道院領における雇用労働力についても，当該修道院には1546年から1568年までのオブロック支払を記した文書が残されており，その文書は，チホミーロフとジミーンによって編纂され，1948年に刊行された《Книга ключей и долговая книга Волоколамского монастыря XVI века》の中に収められている（[1]）。

従来，この文書は，修道院経済の中でジェチョーヌィシや手工業者がいかに苛酷な収奪を受けていたか，そのシステムを特徴づける極めて重大かつ重要な資料，という位置づけがなされ（[1]—5），旧ソ連においても，論旨を根拠づけるために部分的に使用されてきた（[6]—[10]）。が，本稿では，前稿に引き続き，当該修道院領において，どのような人達が労働力として雇用されたのか，また，かれらはどのような種類の労働に携わっていたのか，どのような条件のもとに雇用されていたのか，等々を，ある一定の期間について明らかにする作業の一環として，当該時期のこの文書の分析を行ってみたい。

日本中世・近世史においては，人々の存在のあり方について，農業中心の見方に対する反省が行われ，非農業部門に関する関心が喚起されつつある（[11]，[12]）。ロシアの場合はどうであったのか。前近代における農業中心の社会，

近代においても農奴の存在を前提に、領主＝農民関係に力点が置かれていたことは否定できない。そこでは、当然のことながら、直接生産者としての農民に主要な関心が置かれ、農民と土地保有の問題に注意が向けられ、非土地所有者は貧農とされ、領主に対する従属の度合いが強いのと理解されてきた。農村における手工業者の存在は、確認されつつも、かれらの存在のあり方自体が問われることはなかったのではないかと思われる。せいぜい社会的分業の発展度を測る指標という程度にしか位置づけられてはいなかったのではないだろうか。

オブローク受領者が、このような理解に対する重要な変更を迫るような社会的存在であったのかどうか、という点になると、恐らく否定的にならざるを得ないであろう。オブローク受領者に限定せず、より多くの史料の蒐集と分析を行うことが要求される。

2 史料について

検討に先立って、本稿で使用する史料について説明を加えておきたい。

当該文書の編集者によって《Книга ключей и денежных оброков》と題された文書は、モスクワの中央国立古文書館にある当該修道院文書の中でも最古の経済文書であるが、原本には表題も表紙も付けられていない（〔1〕—11）。四ツ折判の大きさのものが183葉で、年代的には7055年3月（1547年3月）付のものから7068（1559/1560年）付のものまでとなっている。但し、文書の書き出しは7056年12月1日（1547年12月1日）である。

同一年度について、日付及び順序は一定しないが、手工業者・ジューチ・炉焚き人（修道院内と村々の）・馬係・屋敷番（村々について）・番人・漁師等へのオブローク支払い、スルガーあるいはスルガー=モロドイへのジャロバニエ授与（金銭あるいは村の授与）あるいはクリューチの授与（村の授与）、村の司祭への扶持料の授与（7057年以降）が記載されている。

《Книга ключей и денежных оброков》では、7055年～7068年の内、7066年についてはクリューチの授与が欠けており、7055年と7067年についてはクリューチの授与のみとなっている。が、ほぼ12年の時の流れの中で動きを把握するこ

とができるものと思われる。

当該史料に記載されている村々の炉焚き人・屋敷番に注目して、そこに触れられている村を追究することによって、当該修道院の所領範囲を確定したり、スルガーあるいはスルガー=モロドイへの村の授与（クリューチの授与を含む）に注目して、所領管理のあり方を検討したり、村の司祭への扶持料の授与を通して教会や小修道院の存在を確認することも可能であると思われる⁽¹⁾。本稿では、前稿に引き続き、手工業者・ジェーチ⁽²⁾・炉焚き人・馬係・屋敷番・番人・漁師等に注目したい。

なお、当該史料の中で、削除されたり、書き換えられたり、追加されたり、という箇所がある。本稿では、削除されている箇所についても、オブロック支払いの時点ではその数に含まれていたこと等、状況に応じて判断しつつ、検討を加えたい。

II オブロック授受について

1 雇用労働

修道院がオブロックを授与するに際して、次のような表現が見られる。

- ① カズナチェイのフィロフェイは、大工たちとジェーチたちにオブロックを与えた（[1] -13 など）。
- ② カズナチェイのヨシフは、大工たち、ジェーチたち、炉焚き人たちにオブロックを与えた（[1] -18 など）。
- ③ カズナチェイのイリヤは、大工たち、ジェーチたち、馬係たち、ドヴォールニクたち、炉焚き人たちにオブロックを与えた（[1] -25 など）。

つまり、一括して、代表的な職種名を挙げる場合である。が、それに続いて、「ジェーチたちに」、「大工たちと桶屋たちに」、「馬係たちに」、「スルガー=モロ

(1) 既に、[13]、[15]、[16]で他の史料を使って試みてはいるが、より確かなものとする
ことができると思う。

(2) [1]の監修者はジェーチに分類されている人々をジェチョーヌイシと捉らえている
が、本文で言及するように、当該史料では、ジェーチとジェチョーヌイシは区別されてい
る。この点を考慮したい。

ドーイたちに」、「町の番人たちに」、「炉焚き人たちに」、「長杖製造職人たちに」、「ろくろ師たちに」、「森番たちに」、「テーブルクロス織工に」、「家畜の世話人たちに」、「ドゥヴォールニクたちと炉焚き人たちに」、「十字架製造職人たちに」、「裁縫師たちに」、「靴職人たちに」、「鍛冶屋たちに」、「ストッキング製造職人たちに」、「火搔き棒製造職人たちに」、「漁師たちに」と、個別的な職種が示されている。

このような形で示されている職種は次のようなものである。

[手工業関係]

①大工 плотник, ②桶製造職人 бочарник, ③長杖製造職人 посошник, ④製粉用白製造職人 мельник⁽³⁾, ⑤鍛冶屋—これは2種記載されている。すなわち, кузнец と кузнечный дети—, ⑥火搔き棒製造人 кочережник, ⑦靴職人 сапожник (сапожной мастер), ⑧ろくろ師 токарь, ⑨十字架製造職人 крестечник, ⑩裁縫師 портник (портной мастер), ⑪ストッキング製造職人 чолочник, ⑫テーブルクロス織工 скатертник, ⑬ книжник (книжный мастер)⁽⁴⁾

[漁師]

①漁師 рыболов

[牧畜関係]

①馬係 конюх, ②牧人 воловик

[その他]

①炉焚き人 истобник, ②屋敷番 дворник, ③各種の番人 сторож, ④ジェーチ дети

これらの職種の後に人名が列挙されることになるが、職種名の後に名前を挙げられてはいても、次の事例

(3) мельник あるいは мельничный мастер は、製粉業者と理解されているが、大工との関わりで登場していることを考慮して、本文のように訳した。

(4) この訳は、写生字、書籍商と訳しうるが、当該史料中のこの言葉をそのように訳すことは適当ではないと考える。しかし、適当な訳を思いつかないので、原文のまま記すことにした。

- ① 長杖製造職人たちに：アンドレイカ=コノフに、鞍師のクジマに、フォマに、パニカ=パレノイに。かれらに0.5ルーブリずつ（〔1〕-20）。
- ② 大工たちに：（以下人名が続く）、桶職人のシリヤイに、（中略）かれら全員に0.5ルーブリずつ（〔1〕-14）。
- ③ この年、長杖製造職人たちに与えた。アンドレイに0.5ルーブリ、ろくろ師のミーチャに0.5ルーブリ、クジエムカに4グリヴナ、テーブルクロス織工ボリスに10アルトゥイン（〔1〕-33）。
- ④ 火掻き棒製造職人たちに：コノンの子供たち（アンドレイカとマーカル）に、コスチャ=スピロフの息子クジマに；ろくろ師のミーチャに；クニージク⁽⁵⁾のグリーシャに；ろくろ師のクジエムカに、鞍師のクジマに；かれら全員に0.5ルーブリずつ（〔1〕-63）。
- ⑤ 大工たちと桶製造職人たちに：シリヤイに；（中略）；車大工のイグナートに；（中略）；靴師のクジマに；（中略）。かれら10人に0.5ルーブリずつ（〔1〕-75）。

のように、人名の前後に付けられている職種名が、その前に包括する形で挙げられている職種名と異なる場合がある。その場合、人名に付けられている職種名は、オブローク受領者自身の職種を指していると思われる。したがって、包括的な形で挙げられている職種が、修道院の必要とする労働内容を指している⁽⁶⁾と解釈できるであろう。

このような理解のもとに、年次別に、各職種毎にオブロークを受領している者のおおよその人数をまとめたものが表1である。

この表及びオブローク受領者の配置から分ることは、

(5) 監修者は鞍師 *седельник* を職種ではなく、名前の一部であると捉えている。

(6) ここで、オブローク受領者としての職種とオブローク受領者自身の職業とを区別したが、これは、このような記載のあり方が、オブローク受領者の存在形態を検討する際に意味を持ってくるものと思われるからである。そして、オブローク受領者が保証人となった場合に付されている職種をも考慮することによって、オブローク受領者としての職種とオブローク受領者自身の職業との関連を、ある程度判断することが可能となるであろう。ただ、保証人となった年に、保証人自身もオブローク受領者となっているのかいないのかを考慮することも必要となってくる。

表1 年度毎の各職種についてのオブローク受領者数

	7056	7057	7058	7059	7060	7061	7062	7063	7064	7065	7066	7068
大工	12	21	12	12	12	12	13	15	14	10	13	16
桶造職人						1	1	1	1	2		
長杖製造職人	8	3	8	3	2			3	3			
製粉用臼製造職人		1		1						1		1
鍛冶屋①	3	4	3	4	6	3	3	3	4	2	3	3
鍛冶屋②	4	5	3	4	4	4	4	4	4	4	4	3
火掻き棒製造職人							3	3		4	2	2
靴職人		5	6	7	6	6	8	8	5	6	7	6
ろくろ師	1	1			1		1	1	3	2	3	2
十字架作り職人		2	3	4	4	4	4	2	5	4	4	3
裁縫師	11	14	14	16	15	14	17	13	15	13	17	13
ストッキング製造職人	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1
テーブルクロス織工		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
クニージニク	1	1	1	1	1		1		1	1	1	1
漁師				3		2	12	5	1	4	3	3
馬係	15	14	20	14	19	18	19	21	16	10	12	15
牧人							2	2	2	2		2
炉焚き人	38	72	39	50	47	41	41	41	37	8	47	49
屋敷番	27	27	26	34	32	30	32	32	27	6	32	36
番人	7	6	11	9	13	11	9	11	11	14	16	12
ジェーチ	59	55	50	56	54	29	57	60	47	44	48	54

〔備考〕① [1]により作成。

② 鍛冶屋①は кузнец を，鍛冶屋②は кузнечные дети を指している。

- ① 炉焚き人・屋敷番・番人については，修道院内・修道院領の村々において，必ず毎年雇用されていること。
- ② ジーチの雇用数が，炉焚き人と屋敷番を除く他の職種と比較して，圧倒的に多いこと

- ③ 手工業者については、火掻き棒製造人と製粉用臼製造職人の雇用が一定していないこと、桶屋の雇用が大工とセットになっているためその数を正確に擱めないことを除くと、その数は少ないものの、ほぼ毎年雇用されていること。
- ④ 漁師については、7056～7058年、7060年に欠けているものの、それ以外の年には雇用されており、とりわけ7062年には多くの漁師が雇用されていること。
- ⑤ 牧人については、7062年以降、7066年を除いて2人ずつ雇用されていること。
- ⑥ 馬係については、年によって人数は異なるものの、10～21人の範囲で毎年雇用されていること。
- の諸点であろう。

2 労働の場

では、オブローク受領者はどこにおいて労働力を提供していたのであろうか。オブローク受領者たちの労働の場がはっきりと示されているのは、炉焚き人の場合である。かれらは、まず、修道院内と修道院領の村々とに区分⁽⁷⁾されている。修道院内では、次のような仕事場が列挙されている。

- ① 来客用の建物で в гостину избу, на гостин дворец (на гостин дворец) ([1] —15, 20, 27, 32, 33, 38, 44, 46, 49, 54, 59, 63, 64, 70, 76)
- ② 使用人用の建物で в служню избу ([1] —15, 20, 27, 32, 38, 44, 49, 54, 59, 70, 76)
- ③ ジェーチ用の建物で в детину избу, на детин дворец (двор) ([1] —15, 20, 27, 32, 44, 49, 70)
- ④ 大工用の建物で в плотникову избу ([1] —38, 44, 54)
- ⑤ 火掻き棒製造職人用の建物で в кочережникову избу ([1] —70)
- ⑥ 漁師用の建物で в рыболовлеву избу ([1] —76)

(7) この点は、後で触れるように、[1]の監修者においても明確に区別されている。

- ⑦ 裁縫師用の建物で в портную избу ([1] -15, 22, 27, 32, 38, 44, 50, 59)
- ⑧ 金庫保管用建物で в казенную избу (в казну) ([1] -70, 76)
- ⑨ 裁縫用の建物で на швальской (швалев) двор (в швалеву избу) ([1] -44, 70, 76)
- ⑩ 長靴製造用の建物で в сапожную избу ([1] -15, 22, 27, 32, 38, 44, 50, 51, 54, 59, 70)
- ⑪ 鍛冶用の部屋で на кузничной дворец (двор) (на кузницу) ([1] -15, 22, 27, 32, 38, 44, 59, 70, 76)
- ⑫ 厩舎で конюшенную избу (на конюшенной дворец) ([1] -15, 27, 32, 38, 44, 49, 54, 59, 76)
- ⑬ 製パン所で в хлебню (モスクワの炉焚き人) ([1] -24)

①～⑦はそれぞれの人たちを対象とした宿泊・生活施設を、⑧は金庫室を、⑨～⑪は手工業者の仕事場を、⑫と⑬は文字通り馬小屋と製パン所を示している。これらの施設のうち、モスクワに所在の製パン所を除いた施設が修道院内に存在していたことになる。⁽⁸⁾

次に、修道院領の各村については、村名が列挙されている場合(7056～7062年)と、管轄単位毎に村の数のみが挙げられている場合(7063～7066年, 7068年)がある。さらに、モスクワ([1]-20, 24, 28, 33, 59, 64, 70)・トヴェーリ([1]-16, 21, 34, 70)・ヴォロク([1]-16, 21, 50, 59, 76)にも配置されていた。このような列挙の仕方は、屋敷番についても同様であり、かれらも修道院領の各村とトヴェーリ([1]-16, 28, 40, 50, 59, 64, 76)及びヴォロク([1]-70)に配置されていた。

これは、各村及びモスクワ・トヴェーリ・ヴォロクに炉焚き人及び屋敷番を必要とする、修道院の施設が存在していたことを示唆している。修道院領の村

(8) 残念ながら、製パン所に関する記述はこの1カ所だけである。モスクワ以外に製パン所の存在した可能性を否定することはできないし、むしろ他の場所に存在した可能性は高いと思われる。

における施設については、すでに拙稿でも言及しているが ([13] -430, [15] -5~7, [17] -47), 教会・教会堂・救貧施設等が考えられる。が、炉焚き人・屋敷番が各村に一人ずつであることを考慮しなければならない。

また、番人についても、その対象とする場所が次のように示されている。

- ① 聖門で у Святых ворот ([1]-15, 20, 27, 32, 37, 44, 49, 54, 64, 70, 75)
- ② 金庫で у казны ([1] -20, 49)
- ③ 水門で у Воляных ворот ([1]-15, 21, 27, 32, 38, 40, 49, 54, 58, 64, 70, 76)
- ④ 厩舎で на конюшенной двор ([1] -20, 27, 32, 38, 70, 75)

以上の所在地は修道院内であったと思われる。あるいはまた, воротной сторож ([1] -64), казенной сторож ([1] -15, 22, 27, 32, 37, 38, 44, 49, 53, 54, 58, 64, 70, 75), коневой сторож ([1] -33, 38), конюшенной сторож ([1] -15, 54, 59), лесной сторож ([1] -15, 27, 32, 38, 45, 51, 54, 59, 63, 70, 76), быковой сторож ([1] -38, 45, 70), と呼ばれており, 労働の場が分かるものとなっている。あとの4つは, 馬や牛の飼育に関わっている可能性と, 森での監視を必要とするような施設の存在を示唆するものとなっている。聖門については, 昼と夜それぞれの門番が存在しており, 昼夜交替で番をしていたことを示唆している。

その他, アンゲロヴォ村, チェルレンコヴォ村, 町にも番人が配置されている ([1] -30, 38, 45, 50, 54, 59, 65, 70, 76)。アンゲロヴォ村とチェルレンコヴォ村の場合は, 森番 лесной сторож と明記されていることがあり ([1] -50, 54, 63, 65, 70), これらの村には監視する必要がある森用の施設が存在していたのであろう。また, 馬番については「コラシニコヴォ村」と記されており ([1] -33, 38), この村と牧畜との関わりが考えられる。町の番人は, 単に городово́й сторож, あるいは сторож на город という表現がされているので, どこを具体的に指しているのか, 不明であるが, 屋敷番から類推すると, ヴォロクとトヴェーリということになるのであろうか。また, 「町の水門へ」と

いう表現がある ([1] -76) ことから、水門の存在する町ということになる。とすれば、ヴォロクなのであろうか。

その他、鍛冶屋について「鍛冶場で на кузницу」という記載があったり ([1] -17)、大工・長杖製造職人・製粉用臼製造職人について「製粉場で на мельницу」 ([1] -26, 37, 43, 48, 69, 73)、テーブルクロス織工について「ノーヴォエ村で」 ([1] -75)、漁師について「レストヴィツィノ村で」 ([1] -65) との記載が見られる。前2者は、それぞれの仕事を指すものとなっている。あとの2つについては地名であり、そこにかれらの労働に関わる施設が存在することを示唆しているのであろう。

このように、炉焚き人・屋敷番・番人のようなサービス業務については労働の場が特定されていた、というよりも、労働の種類そのものが、特定の場における労働力提供のために雇用されていた分野ということになる。

しかし、森番としてオブロークを与えられているカシマンの息子フォーディカの場合、クワスを醸造する、と条件が付けられているし ([1] -27)、同じ森番であったチョールヌィの場合も、れんがのある物置小屋に配置されたことが記載されている ([1] -27)。したがって、森番という職種名からは引き出すことのできない労働を課されることもあり得たのである。

他方、特殊な技能を提供する分野もあり、この労働の場=仕事場については、炉焚き人の労働の場を通して推測することができるということになる。この点については、既に拙稿でも触れておいたが ([14] -52, 53), [1] の監修者も、序文において

修道院に隣接し、ケーラリやカズナチェーイの監視の元にあった修道院固有の経済と、修道院領の村落との間には大きな違いがあった。修道院固有の経済は大規模で、修道院には《дворцы》や《избы》、すなわち職務上の建物があり、手工業者やその他の使用人《слуги》がそこで仕事を行い、生活していた。16世紀半ばには(不完全な情報によってではあるが)修道院には、《швалева изба》、《сапожная изба》、《кочережникова изба》、《портная изба》が存在していた。さらに、別に、鍛冶場も記載されている。古手の使用

人用には《 служня изба 》が、雑役夫（ジェチョーヌイシ）用には《 дегин дворец 》が備えられていた。修道院は、修道院の複数の門に門番を、森番と「牛」番を、屋敷番、炉焚き人、そして漁師を抱えていた。特別の《 гостин дворец 》が、来訪者を迎え入れた。

と述べている（〔1〕－4）。修道院内に裁縫用の建物、靴製造用の建物、火掻き棒製造職人用の建物、裁縫師用の建物、鍛冶場が存在していたことは確認できるであろう。

しかし、ジェーチについては、労働の場を推測させるような記載も、労働内容を推測させるような記載も全く存在しない。そのため、ジェーチが特定の労働に従事する職種名を表したものであると考えることは難しい。なお、当該史料の中でも、ジェチョーヌイシあるいはジェチョーノクという言葉が使われているが（〔1〕－13, 14, 19, 53, 57, 69, 75）、その頻度は極めて少なく、前稿で扱った史料（〔2〕と〔3〕）とは様相が全く異なっている。つまり、当該史料においては、ジェチョーヌイシ、ジェチョーノクは、特定の人物に付けられた言葉であって、一般的なものとはなっていない。この点も、注意を要する⁽⁹⁾ように思われる。

さて、大雑把に労働の場を区分すると、修道院内と修道院領の村内ということになるが、職種という点から労働の場を見てみると、修道院内外のいずれにも共通して労働力を提供する職種と、特定の場・地域において労働力を提供する職種の二通りに大きく区分されるように思われる。また、炉焚き人や屋敷番のような単純労働と、手工業者や製造職人のような熟練労働とに区分することも可能であろう。

3 オブローク及びその他の支給物

それでは、オブロークの額はどのようになっていたのだろうか。これについても、前稿で検討を加えたが（〔16〕）、前稿の時期と比較して、全体的に低いも

(9) 注2で触れたことと関連するが、当該史料に関する限り、シェチョーヌイシあるいはジェチョーノクは、ジェーチとは異なり、特定の労働に関わる人々を指しているように思われる。

のとなっている。

手工業者については、十字架製造職人が最も高く、20アルトウイン=120ジェーニガから30アルトウイン=180ジェーニガが一般的で、続いて、大工・桶製造職人・長杖製造職人・火掻き棒製造職人・靴職人・ろくろ師・鍛冶屋・裁縫師・ストッキング製造職人では1/2ルーブリ=100ジェーニガが一般的で、クズネーチヌイ=ジェーチでは4グリヴナ=80ジェーニガ、テーブルクロス織工とクニージニクでは10アルトウイン=60ジェーニガが一般的となっている。牧畜関係の馬係では4グリヴナ=80ジェーニガが、家畜の世話係では10アルトウイン=60ジェーニガが一般的である。漁師では1/2=100ジェーニガが一般的となっている。屋敷番では10アルトウイン=60ジェーニガが一般的で、番人は10アルトウイン=60ジェーニガと1/4ルーブリ=50ジェーニガが一般的であり、炉焚き人では2グリヴナ=40ジェーニガが一般的となっている。

ジェーチの場合は多様で、4グリヴナ=80ジェーニガから、12.5アルトウイン=75ジェーニガ、12アルトウイン=72ジェーニガ、11.5アルトウイン=69ジェーニガ、11アルトウイン=66ジェーニガ、10.5アルトウイン=63ジェーニガ、10アルトウイン=60ジェーニガと、格差が付けられており、他の職種とは異なったものとなっている。

このように、

- ① 手工業関係者と漁師のオブローク額が相対的に高いものとなっていること
- ② ジェーチのオブローク額が多様であること

等が職種によるオブローク額の違いに見られる特徴と言える。

そして、同一人物が継続してオブロークを受領している事例に注目してみると、やはり、一定の上限はあるけれども、年をおう毎にオブローク額が増加されている場合がいくつか見受けられる。⁽¹⁰⁾ ジェーチについてそれに該当する場合が多く、経験年数による違いを示している。

(10) 例えば、イワンの息子ワシーリーの場合、7056年10月1日、7059年10月1日、7060年10月1日と、それぞれ5アルトウイン=30ジェーニガ、11.5アルトウイン=69ジェーニガ、4グリヴナ=80ジェーニガと、オブローク額が増加している([1]-14, 32, 36)。

また、オブロークとは別に、

- ① 裁縫師に対して、7057～7060年・7066年・7068年に、針用として1人3ジェーニガずつが与えられている（〔1〕—21, 28, 34, 39, 71, 77）。
- ② ストッキング製造職人アーセイとグリーンシャに対して、7065年・7066（1557）年10月6日・7068（1559）年12月25日に、弦用に総計2アルトゥインが与えられている（〔1〕—64, 71, 77）。
- ③ 靴職人アンティプに対して、7064（1555）年10月7日に、ライ麦と燕麦が3オスミナずつ与えられている（〔1〕—60）。
- ④ 十字架製造職人ダニールに対して、7061（1552）年12月6日に、ライ麦及び燕麦4チェーチずつを、その半分を秋に、残り半分を6月29日に与え、さらに、えんどう・麻・打穀した穀類・燕麦粉を半オスミナずつと塩1ブードを与えている（〔1〕—46）。
- ⑤ 長杖製造職人として雇用されたるくる師ミーチャ（コンスタンチンの息子）に対して、7056（1547）年10月1日に、オブロークの他に、桶1杯のライ麦と燕麦が与えられたが、かれは1週間にカップ30個、大盃20個、大皿20個を制作しなければならなかった（7057年・7058年も同様）（〔1〕—15, 19, 26）。
- ⑥ トヴェーリの屋敷番パーニャ（グリーンジャの息子）に対して、7058（1549）年10月1日に、丸太用に4ジェーニガが与えられている（〔1〕—28）。
- ⑦ クニージニクのヤコフに対して、オブローク10アルトゥインの他に、7056（1547）年10月1日・7057（1548）年10月1日に、ライ麦と燕麦が6チェーチずつ、7058（1549）年10月1日と7059年に、ライ麦と燕麦が6桶ずつ与えられている（〔1〕—15, 20, 27, 33）。
- ⑧ トヴェーリの屋敷番に対して、7056（1547）年10月1日に、オブロークとして1グリヴナの他に、кожараが与えられている（〔1〕—16）。

これらの事例の内、その職種に関わる全員に与えられているのは、①の裁縫師に対する針用の金銭と、②のストッキング製造職人に対する弦用の金銭のみで、あとは個別的に与えられたものとなっている。前稿の時期と比較して、オ

ブローク以外の支給物については、一般化していたとは言えないようである。この点は、後期になるほどそれまで与えられていたオブローク以外の支給物が減少してくる、というシェベトーフの主張（[11]—100）とは相反するものとなっている。

4 オブロークの支払い時期と労働力提供の期間

前稿でも触れたように、通常、オブロークは年に1度与えられており、オブローク受領者の労働力提供の期間は1年間であったと考えられる。この点は、本史料でも、「1年のジャロヴァニエ」という表現が見られることから（[1]—54）、妥当すると思われる。そして、オブロークを支給する時期については、オブロークを与えた時期が記載されている場合の圧倒的多数が、10月1日であること、あるいは11月1日、12月6日となっていることから、この2カ月余りの間であったと考えられる。

では、オブロークは、労働の結果として支払われたものであったのか、あるいは、労働力提供以前にあらかじめ支払われたものであったのか。この点の判断は難しい。ただ、史料中に、「昨年分」との表現が行われている事例があり、しかもこれが例外的な表現となっているので、通常は前渡しであったと考えられる。

また、屋敷番や炉焚き人の多くの場合を例外として、通常、オブローク受領者は、修道院に対して保証人を立てるか、戸を担保としているが、オブローク受領者が、労働力の提供を行わなかった場合、例えば逃亡した場合に、どのような措置が取られたのかという点も、オブローク授受の時期を判断するための材料を提供するものと思われる。

本史料にはただ一つの実例として、7068年のものがある。これは、漁師メルフが逃亡したため、カズナチェーイのイサク=ザイツォフが、メルフの保証人アンドレイに対してオブローク0.5ルーブリを取り立てた事例である（[1]—77）。メルフは、7059（1550）年12月6日付の受領から登場しており（[1]—34）、7068（1559）年11月1日にも、保証人をアンドレイとして0.5ルーブリが与えられている（[1]—75）。保証人、取り立てられたオブローク額とも、

符合している。この事例から判断しても、オブロックの授受は労働力の提供以前に行われていたと考えてよいのではないだろうか。

さらに、オブロック授受の時期を検討する材料としては、例外的に途中で雇用されていたり、中断があつて、働いた期間が記載され、その期間に応じたオブロックが与えられている場合が考えられる。このようなものとして、次のような事例がある。

- ① ジェーチのアンドレイ（ヤコフの息子）の場合、7056（1547）年10月1日に、6月20日から10月1日までのオブロックとして2アルトゥインを与えられた（〔1〕-14）。
- ② 修道院内のジェーチ用の建物の炉焚き人のバブカの場合、7056（1547）年10月1日に、6月29日から10月1日までの約3カ月分に相当するオブロックとして、2アルトゥインが与えられた（〔1〕-15）。
- ③ クズネーチヌィ=ジェーチのイワン=ネーモイ（グリージャの息子）の場合、7057（1548）年12月6日に、12月6日までの分として2ジェーニガが与えられたが、それは、ジェニスの代理として渡されたものである。
- ④ イェロボルチ村の炉焚き人フィリップ（セメン=ソロキンの息子）の場合、7058年に、5月30日から10月1日までの約4カ月分として16ジェーニガが与えられた（〔1〕-22）。
- ⑤ ジェーチのグリーシャ（ボリスの息子）の場合、7059（1550）年10月1日に、7058（1550）年2月16日⁽¹¹⁾からジェーチとなったため、約7カ月半分として7アルトゥインが与えられた（〔1〕-32）。
- ⑥ 漁師メレフとワシカの場合、7059（1551）年5月9日に、3月2日から10月1日までの分として、それぞれ7アルトゥイン、2グリヴナが与えられた（〔1〕-34）。
- ⑦ ジェーチのイワン=プルとイストマ（クジマの息子）の場合、7059（1551）年6月13日に、10月1日までの分として、それぞれ4アルトゥインが与えら

(11) 当該史料中、移動祭日が記載されている場合、特に復活祭に関わる場合が多いが、その際の日付の確認に当たっては、〔4〕、〔5〕を参考にした。

れた（オブロークの額としては3カ月分と推測される）（〔1〕-32）。

- ⑧ 水門の番人であるイワンカ=トリシェフスキーの場合、7060年に、復活祭（1551年3月29日）の5週間前に仕事を始めたため3.5アルトゥインが与えられた（〔1〕-40）。
- ⑨ ジェーチのイワン（ネフェドの息子）の場合、7060（1551）年10月1日に、復活祭（1551年3月29日）までの2週間に仕事を始めたため、5.5アルトゥインが与えられた（〔1〕-37）。
- ⑩ ジェーチのネチャイ（イエフレムの息子）の場合、7061年に、7月1日から10月1日までのオブロークとして、5アルトゥイン2ジェーニガが与えられた（〔1〕-44）。
- ⑪ 裁縫師イワン=ニキーチンとネチャイの場合、7062（1553）年12月6日に、オブローク12アルトゥインずつの他に、9月1日から12月6日まで働いた報酬として、二人に合わせて9アルトゥインが与えられた（〔1〕-51）。
- ⑫ ジェーチのワシーリー（イワンの息子）の場合、7062（1554）年7月1日に、それまでの10カ月分10アルトゥインと、この日から10月1日までの3カ月分として1グリヴナを受け取っている（〔1〕-51）。
- ⑬ ジェチョーノクのコンドラート（ミーチャの息子）の場合、7068（1559）年11月1日に、6月1日から10月1日までの4カ月間のオブロークとして4アルトゥイン2ジェーニガを受け取っている（〔1〕-75）。
- ⑭ ジェーチのレフキー（ガヴリールの息子）の場合、7068（1559）年11月1日に、7067（1559）年5月14日から7068（1559）年10月1日までの約4.5カ月分に相当するオブロークとして3.5アルトゥインが与えられた（〔1〕-75）。
- ⑮ ジェーチのイワンカ（ガヴリールの息子）の場合、7068（1559）年11月1日に、7月1日から10月1日までの3カ月分として1グリヴナが与えられた（〔1〕-75）。
- ⑯ ジェーチのイワン（イワンの息子）の場合、7068（1559）年11月1日に、5月26日から10月1日までの約4カ月分として、6アルトゥインが与えら

れた ([1] -75)。

- ⑰ ノーヴォエ村の炉焼き人のアフォニカ(セメンの息子)の場合, 7068(1559)年11月1日に, 6月1日から10月1日までの約4カ月分のオブロークとして, 2アルトゥイン1.5ジェーニガが与えられた ([1] -77)。
- ⑱ 製粉用白製造職人のイストマ(ズヴァーガの息子)の場合, 7068(1559)年12月25日に, 復活祭(1559年は3月26日)から10月1日までの約6カ月分のオブロークとして, 0.25ルーブリが与えられた ([1] -77)。

以上の18例のうち, ①~⑤, ⑧~⑩, ⑬~⑱の14例は, 途中で雇用されて, 仕事を行った後にオブロークを受け取ったことを示している。⑦は, 途中で雇用されて, 雇用された期日から10月1日までのオブロークが支払われたことを示している。⑪は, 前渡しとしてのオブロークの他に, 途中で雇用されてから区切りの時期までの報酬が与えられていることを示している。⑫は, 原文では10カ月となっているが, 恐らく前年の10月1日からこの年の7月1日までの9カ月であり, その分にその後の10月1日までの分1グリヴナが前渡しとして与えられたことを示している⁽¹²⁾のであろう。

このように, 年度途中で雇用された場合には, 雇用されてからオブローク授受の本来の期日までの分が後日支払われるということで, 一般的には, オブロークの支払いは, 10月から12月にかけて行われていた, そして, そのオブロークは前渡しであった, と考えてよいのではないだろうか。

ただ, すべての職種について年間を通して拘束する必要があったのか, という点では, 不明なところがある。年間を通して同じような労働力の提供の仕方であったとは考えられないからである。オブロークを前渡しすることに意味があったのであろうか。

III オブローク受領者について

1 職 種

(12) 原文では, 8月が消されて, 7月に書き換えられている。このことから, 当初は8月までの10カ月分として計算されたのであろう。

オブローク受領者自身に関わる職種については、II-1で言及したように、「大工に」オブロークを与えた、という記載に続いて列挙されている人名に、「車大工」・「桶製造職人」・「ジェチャーノク」と付されていたり、「長杖製造職人に」オブロークを与えた、という記載に続いて列挙されている人名に、「ろくろ師」・「車大工」と付されている場合、さらには錠前師=鍛冶屋という表現([1]-40)や錠前師という職種名([1]-45)を考慮しなければならない。

また、オブローク受領者が保証人となっていて、かつ職種名が付けられている場合も考慮しなければならない。このような事例としては、

① 大工

エルモラ=スタールィ([1]-13, 14, 19, 25, 26, 32, 37, 43-44, 48, 57, 69)

エルモラ=モロドーイ([1]-52, 57, 63, 69)

エルモラの息子コジョール([1]-59, 75)

ロジオン=スタールィ(プロボイエヴォ部落出身)([1]-27, 63)

ドミトリーの息子オスターニャ([1]-26)

ヨシフの息子モーケイ([1]-22, 27)

フォードル=クリーシカ([1]-53)

パルフェンの息子レヴオン([1]-24, 37)

② 桶製造職人

イワンの息子シリャイ([1]-70)

③ 車大工

エルモラ=モロドーイ([1]-31⁽¹³⁾)

オシフの息子モーケイ([1]-62, 69)

イグナート([1]-13, 14, 24, 26, 32, 37, 40, 43, 44, 48, 53, 69, 75, 76) - 大工としても登場([1]-32)

④ 長杖製造職人

コナンの息子マーカル([1]-51)

(13) ①の大工の箇所に登場する人物と同一である。

コナンの息子アンドレイ ([1] -26, 51)

⑤ 鍛冶屋

ガヴリールの息子イワン ([1] -17, 21, 39, 45, 50, 55, 77)

イグナーチーの息子イワン ([1] -34, 39, 45, 50)

フォードルの息子アンドレイ ([1] -75, 76)

ベンジェーイの息子モチューシャ ([1] -77)

⑥ 火掻き棒製造職人

コンスタンチンの息子クジマ ([1] -65, 69, 70)

コナンの息子マーカル ([1] -59, 70, 74, ⁽¹⁴⁾75)

コナンの息子アンドレイ ([1] -59, ⁽¹⁵⁾64)

⑦ 靴職人

アガフォン ([1] -33)

ボクシェイの息子アンチプ ([1] -64)

アヌフリー ([1] -24, 27, 32, 36, 38, 44, 48)

⑧ 十字架製造職人

ダニール ([1] -28, 39, 44, 46, 49)

ゲラシムの息子のイワンカ ([1] -77)

ノヴィク ([1] -70, 76)

⑨ 裁縫師

セメン=ゴォラフ ([1] -18, 25, 31, 36, 75)

フェフィルの息子マクシム ([1] -57, 62, 69, 74)

エメリヤンの息子フォマ ([1] -69, 74)

グリゴリーの息子レヴォン=フロモイ ([1] -37)

フォードルの息子セーリャ ([1] -17)

⑩ ストッキング製造職人

アーセイ ([1] -22)

(14) ④の長杖製造職人の箇所に登場する人物と同一である。

(15) ④の長杖製造職人の箇所に登場する人物と同一である。

グリーシャ ([1] -75)

⑪ テーブルクロス織工

パーヴェルの息子ボリス ([1] -75)

⑫ クニージニク

ヤコフの息子グリーシャ ([1] -69, 76)

⑬ ろくろ師

コンスタンチンの息子ミーチャ ([1] -13, 19, 38, 48, 65, 69)

チェレシフの息子クジマ ([1] -69)

⑭ クワス醸造人

グリゴリーの息子ユーリヤ ([1] -74)

⑮ 牛番

アレクサンドルの息子イエレメイ ([1] -70)

⑯ 門番

アンドレイの息子アルフェル ([1] -24, 26, 32, 36, 55)

ステパンの息子サモイロ ([1] -14)

⑰ 番人

アフナーシーの息子イグナート ([1] -48)

⑱ 金庫番

モセーイの息子フョードル ([1] -33, 75)

⑲ 屋敷番

オトチシチェヴォ村のダニーラ ([1] -55, 60)

⑳ 炉焚き人

ソーコル ([1] -13, 14)

㉑ ジェチョーヌイシあるいはジェチョーノク

グリゴリーの息子ユーリヤ ([1] -53, 69⁰⁶)

ミハリの息子グリーシャ ([1] -14)

オルフェルの息子プローニャ ([1] -69)

(16) ⑱のクワス醸造人の箇所が登場する人物と同一である。

があり、21種類の職種が登場している。

このような記載の仕方を考慮するならば、オブロック受領者自身の職種としては、次のような職種ということになるであろう。

[手工業関係]

①大工 плотник, ②桶製造職人 бочарник, ③車大工 колесник, ④長杖製造職人 посошник, ⑤製粉用臼製造職人 мельник, ⑥火掻き棒製造職人 кочережник, ⑦鍛冶屋—кузнец と кузнечный дети —, ⑧錠前屋 замошник, ⑨靴職人 сапожник (сапожной мастер), ⑩ろくろ師 токарь, ⑪十字架製造職人 крестечник, ⑫裁縫師 портник (портной мастер), ⑬ストッキング製造職人 чулочник, ⑭テーブルクロス織工 скатертник, ⑮ книжник (книжный мастер)

[醸造関係]

⑯クワス醸造人 квасовар

[漁業]

⑰漁師 рыболов

[牧畜関係]

⑱馬係 конюх, ⑲牧人 воловик, ⑳牛番 быковый сторож

[その他]

㉑炉焚き人 истобник, ㉒屋敷番 дворник, ㉓各種の番人 сторож, ㉔ジェー
チョーヌイシ детеныш あるいはジェチョーノク детенок
24種類である。⁽¹⁷⁾

ところで、オブロック受領者としては登場せず、保証人としてのみ現れる人物についても、その職種名が付けられていることがある。そのような事例として、

- ① テーブルクロス織工アントゥーシ ([1] —13, 19, 25, 31)。
- ② 火掻き棒製造職人グリーシャ(ルプリフの息子でクニャジェボ部落の住民) ([1] —63, 75)。

(17) 24の中にジェーチを含まなかったことは、これまで触れてきたように、ジェーチを職種とは考えていないからである。

- ③ 十字架製造職人のレヴオンチー(イワンカの甥) ([1] -13, 19, 20)。
- ④ ウスペンスコエ村出身の鍛冶屋フョードル ([1] -33, 36)。
- ⑤ ジェチョーヌィシのガヴリーラ ([1] -57)。
- ⑥ 漁師のアンチブ(ガヴリーラの息子) ([1] -75)。
- ⑦ チャシチャ部落居住の漁師ガヴリール(クジマの息子) ([1] -48, 49, 53, 60)。
- ⑧ 漁師 неводчик のアンドレイ ([1] -65, 69-70, 75) がある。

したがって、修道院領内に居住する手工業者・漁師・ジェチョーヌィシがすべてオブローク受領者となっているわけではない、という点にも注意しなければならない。とはいえ、かれらがオブローク受領者となる可能性が排除されているわけではない。いずれにせよ、オブローク受領者自身の職種として考えられるのは上述のものであろう。ここにはジェチョーヌィシあるいはジェチョーノクは含まれているが、ジェーチは含まれていない。依然として、ジェーチが職種名を指していたのか、という疑問が残る。

また、オブローク受領者の出身地名が記載されている場合のことを考慮するならば、オブローク受領者自身の職種について、当該修道院において育成されていたと推測することはできない。

2 継続性の問題

オブロークの授受によって受領者が拘束される期間は、上述のように、途中で、あるいは1年未満という事例もあるが、大部分は1年であったと考えられる。では、1年が経過した後、オブローク受領者は、オブロークによって結ばれた修道院との関係を切ってしまったのであろうか。そうではなく、前稿でも触れたように、同一人物が継続してオブローク受領者となっている場合が多く見受けられ、継続性を見て取ることができるのである。

この場合、同一人物について分類されている職種に変化がなければよいのであるが、注意しなければならないことは、同一人物であって、継続してオブローク受領者となっていることは確認できるが、文書の中での職種の分類が異なっ

ている場合である。前述のように、史料の中では、一括した形でオブロークの支払いが示され、その後に職種を示して人名が記載されるということになるが、この場合でも正確に分類されているかどうか判断が難しいという問題は残されるものの、ここでの職種が、人物によっては複数の異なったものとなっている場合が見受けられるのである。例えば、手工業関係では、

- ① コナンの息子アンドレイは、
火掻き棒製造職人 ([1] -45, 48, 63)
大工 ([1] -20)
長杖製造職人 ([1] -15, 26, 33, 54, 59)
- ② チェレンチーの息子ヨシフは、
鍛冶屋 ([1] -17, 21, 28, 34, 39, 50, 55)
クズネーチヌイ=ジェーチ ([1] -45)
- ③ ヴォロビーの息子イストマは、
裁縫師 ([1] -39, 45, 51, 60, 64, 71, 77)
靴職人 ([1] -55)
- ④ コナンの息子マーカルは、
火掻き棒製造職人 ([1] -45, 48, 63, 69, 75)
長杖製造職人 ([1] -38, 54, 59)
- ⑤ コンスタンチンの息子ミーチャは、
長杖製造職人 ([1] -19, 37, 48, 54, 59, 64, 69, 75)
ろくろ師 ([1] -26, 33)
- ⑥ フォファーニャは、
長杖製造職人 ([1] -15, 26)
製粉用臼製造職人 ([1] -33, 58)
大工 ([1] -20, 37, 43, 48, 53, 69)
- ⑦ イワンの息子シリヤイは、
桶製造職人 ([1] -14, 20, 26, 30, 37, 43, 48, 53, 64)
大工 ([1] -58, 69, 75)

①, ②, ④, ⑥, ⑦は大きな違いの無い職種と思われるが, ③と⑤はどうだろうか。

牧畜関係では,

- ① イワン=ムルザは,

牧人 воловик ([1] -49, 54)

厩番 сторож на коношенный двор ([1] -44)

と, いずれも牧畜関係ではあるが, 異なった表現がされている。

ジェーチとして登場する人物は多数にのぼるが, ジェーチとしてだけではなく, 様々な職種名にも登場している場合が多く見受けられる。

まず, 裁縫師としても登場している事例は

- ① ワシーリーの息子スチェパン

裁縫師 ([1] -51, 55)

ジェーチ ([1] -69, 75)

これは, 初期の段階では特定の職種名のところに分類されていたものが, 後に, ジェーチという不明確な範疇に分類されることになっている。

ジェーチとしてだけではなく, 大工又は桶製造職人としても登場している事例は,

- ① スチェパンの息子アレクセイ

ジェーチ ([1] -26, 48, 53, 57, 69)

大工 ([1] -75)

- ② クリーシカの娘婿ダニーラ

ジェーチ ([1] -26, 32, 36, 44, 48, 53, 57, 62, 69, 74)

大工 ([1] -20)

- ③ ノーヴォエ村出身のジャギリ

ジェーチ ([1] -31)

大工 ([1] -25, 37, 43, 47, 53, 58, 64, 69)

- ④ イワンカ=スリャーニン

ジェーチ ([1] -44)

大工 ([1] -48, 53, 58, 64, 69, 75)

⑤ パルフェンの息子レヴォン

ジェーチ ([1] -13, 18, 25, 31)

大工 ([1] -37, 43, 48, 53, 58, 64, 69, 75)

⑥ ヨシフの息子モーケイ

ジェーチ ([1] -31)

大工 ([1] -13, 18-19, 26, 37, 43, 48, 53, 58, 64)

⑦ エルモラの息子ミーチャ

ジェーチ ([1] -13, 18, 48, 53, 62, 69)

大工 ([1] -75)

⑧ ドミトリーの息子オスターニャ

ジェーチ ([1] -32, 37, 43)

大工 ([1] -14, 19, 26, 30)

⑨ ミハリの息子でソコールの娘婿ニキフォル

ジェーチ ([1] -20, 31, 36, 44, 48)

大工 ([1] -14, 25, 53, 69, 75)

桶製造職人 ([1] -58, 64)

⑩ フョードル=クリーシカ

ジェーチ ([1] -74)

大工 ([1] -14, 19, 26, 30, 37, 43, 47, 53, 58, 64)

⑦の人物を除き、大工と分類してもよいような事例と言える。

ジェーチ、大工としてだけではなく、それ以外でも登場している事例は、

① アナニーの息子パーニャ

長杖製造職人 ([1] -15, 20, 25)

ジェーチ ([1] -31)

大工 ([1] -37, 43, 48, 53, 58)

製粉用臼製造職人 ([1] -64)

② イグナートの息子イワン

大工 ([1] -14, 19, 30)

長杖製造職人 ([1] -26)

ジェーチ ([1] -36-37, 44, 48)

③ イワンカ=コリヤーカー

ジェーチ ([1] -19, 25, 31, 36, 48, 57, 69)

クワス醸造人 ([1] -43)

大工 ([1] -53, 75)

④ ミハリの息子モチューシャ=スニェグリ

ジェーチ ([1] -31, 37)

大工 ([1] -43, 48)

漁師⁽¹⁸⁾ ([1] -54)

⑤ イワンの息子マクシム

大工⁽¹⁹⁾ ([1] -19)

ジェーチ ([1] -26, 52)

馬係 ([1] -63)

この場合、①と②については、大工関連の職種と考えてよいが、それ以外については、同一人物と考えてよいのか、との疑問も残る。

ジェーチとしてだけでなく、長杖製造職人等として登場する事例は、

① グリジャの息子ザーハル

ジェーチ ([1] -13, 48)

長杖製造職人 ([1] -26)

スルガー=モロドローイ=スターロイ ([1] -40)

の1件だけである。

ジェーチとしてだけでなく、クズネーチヌィ=ジェーチ等としても登場する事例は、

① イワンの息子キリル

(18) スニェグリとのみ記載されているが、当該人物であると考えた。

(19) ジェチョーノクとの記載がある。

- ジェーチ ([1] -52, 74)
クズネーチヌイ=ジェーチ ([1] -39, 45)
- ② ナザルの息子ステパンカ
ジェーチ ([1] -58)
クズネーチヌイ=ジェーチ ([1] -17, 21-22, 34, 39, 45, 50, 55)
炉焚き人 ([1] -70)
ジェーチとしてだけではなく、馬係等として登場している事例は、
- ① セメンの息子アンドレイ
ジェーチ ([1] -13, 18, 25, 31, 36, 44, 48, 53)
馬係 ([1] -58, 63, 68)
- ② アヴェルキーの息子イストムカ
ジェーチ ([1] -53, 58, 62, 69)
馬係 ([1] -76)
- ③ ヴァテーリの息子イストムカ
ジェーチ ([1] -13, 19, 25)
馬係 ([1] -33, 39, 44, 52, 58, 63, 68, 76)
- ④ ボリスの息子ヤクシ
ジェーチ ([1] -14, 19, 25, 32, 37, 43-44, 48, 52, 57)
馬係 ([1] -69, 76)
- ⑤ グリゴリーの息子フォードル
ジェーチ ([1] -20, 25, 48, 62, 69)
馬係 ([1] -15)
- ⑥ デメニャの息子ワシーリー
ジェーチ ([1] -26, 32)
馬係 ([1] -76)
炉焚き人 ([1] -54)
- ⑦ イワンの息子ネスチエル
ジェーチ ([1] -13, 31, 36)

馬係 ([1] -26)

подчашник ([1] -19)⁽²⁰⁾

ジェーチとしての他、牛番等としても登場している事例は、

① アレクセイの息子グリーンシャ

ジェーチ ([1] -53)

牛番 ([1] -70)

② イワンの息子ワシーリー

ジェーチ ([1] -14, 32, 36, 44, 51)

牛番 ([1] -70)

牧人 ([1] -59)

ほぼジェーチとしてであるが、7057 (1549) 年4月16日のみにモスクワの炉
焚き人としても登場している事例は、

① ミーチャの息子ワシーリー

ジェーチ ([1] -13)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

② ステュパンの息子ワシーリー

ジェーチ ([1] -14, 19, 25, 32, 37, 48, 53)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

③ エメリヤン=グブの息子イワン

ジェーチ ([1] -26, 32, 37, 48, 53, 57, 74)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

④ フョードルの息子グリーンシャ

ジェーチ ([1] -32, 36, 57)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

⑤ ネフェドの息子イワンカ

(20) 「подчашник であった」との記載がある ([1] -31)。подчашник は、修道院での共同食卓の折に、飲物を注ぐことに従事していた修道士、とされている。オブローク受領者の中にこのような人物が含まれていることをどう理解するか、という問題が残されることになる。

- ジェーチ ([1] -37, 48, 57)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑥ フョードルの息子イワン
ジェーチ ([1] -32, 37, 48, 53, 62)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑦ ミハリの息子カルプ
ジェーチ ([1] -48, 52, 57, 63, 69)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑧ ポタブの息子ナザール
ジェーチ ([1] -19, 26, 32, 36, 48)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑨ フョードルの息子ネチャイ
ジェーチ ([1] -48, 53, 57, 62)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑩ フェドトの息子ペトルーシャ
ジェーチ ([1] -19, 40)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑪ ニキフォールの息子セニカ
ジェーチ ([1] -14, 19, 25, 37, 48, 69, 74)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑫ ドミトリーの息子チート
ジェーチ ([1] -48, 53, 57, 62, 69, 74)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑬ ダニールの息子チーホン
ジェーチ ([1] -32, 36, 48, 52, 57, 62, 69, 74)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑭ グリゴリーの息子ユーリヤ⁽²¹⁾

(21) グリゴリーの息子ユーリヤは、保証人としてクワス醸造人とも記されている ([1] -74)。

ジェーチ ([1] -48, 52, 57, 62, 69, 74)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

⑮ ヤコフの息子ヤクシ

ジェーチ ([1] -48, 53)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

⑯ ヤコフの息子チモーシャ

ジェーチ ([1] -48, 53, 69)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

馬係 ([1] -76)

подчашник ([1] -58)

⑰ オンツィフォルの息子ガヴリール

ジェーチ ([1] -32, 36, 48, 52, 57, 62, 69, 74)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

⑱ アンドレイの息子アフォーニャ

ジェーチ ([1] -48)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

⑲ イワン=プル=ヴォズミンスキー

ジェーチ ([1] -13, 20, 19, 32, 37, 53)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

金庫番 ([1] -70, 76)

以上の事例は、モスクワの炉焚き人が異常に多い年であり、注意が必要である。

ジェーチとしてだけでなく、上のモスクワの炉焚き人を除いて、炉焚き人等としても登場している事例は、

① ボリスの息子ヴォロージャ

ジェーチ ([1] -53)

炉焚き人 ([1] -50-51, 70)

② ニキフォルの息子イワンカ

ジェーチ ([1] -19, 31, 36)

炉焚き人 ([1] -28)

③ クラクの息子イワン

モスクワでジェーチ ([1] -13)

モスクワの炉焚き人 ([1] -20)

スルガー=モロドーイ ([1] -27)

スルガー=モロドーイ=スターロイ ([1] -40)

④ クジマの息子イストマ=グレザ

ジェーチ ([1] -14, 32, 37, 44, 48)

炉焚き人 ([1] -20, 27, 32)

⑤ チモフェイの息子クロク

ジェーチ ([1] -39, 48, 53)

炉焚き人 ([1] -15, 24, 27, 38)

⑥ グリジャの息子レヴォン

ジェーチ ([1] -48, 53, 57)

炉焚き人 ([1] -15, 64)

⑦ イワンの息子サモイリク

ジェーチ ([1] -37, 48, 52)

炉焚き人 ([1] -76)

⑧ コルニールの息子フェディカ

ジェーチ ([1] -31, 36)

炉焚き人 ([1] -28)

⑨ モーケイの息子フェディカ

ジェーチ ([1] -69, 75)

炉焚き人 ([1] -59)

⑩ ユーリヤの息子フェディカ

ジェーチ ([1] -58, 63)

炉焚き人 ([1] -33)

⑪ フィリップの息子ポズニャク

ジェーチ ([1] -53)

炉焚き人 ([1] -76)

番人 ([1] -70)

ジェーチとしてだけではなく、町の番人等としても登場している事例は、

① ネフェドの息子スピリドン

ジェーチ ([1] -53, 62, 69)

町の番人 ([1] -64, 76)

ジェーチとしてだけではなくクワス醸造人としても登場している事例は、

① カシマンの息子フェディカで、森番に分類されつつ、クワスを醸造することが義務づけられている ([1] -27。ジェーチとしては [1] -13)。

ジェーチとしては登場していないが、複数の職種に分類されている事例は、

① アルチェムの息子イワンカ

番人 ([1] -58)

モスクワの炉焚き人 ([1] -24)

② ジュークの息子イワン

炉焚き人 ([1] -20)

馬係 ([1] -26, 33, 39, 44, 49, 52, 58, 63, 68)

③ イグナーチー

ヴォロクの屋敷番 ([1] -70)

ヴォロクの炉焚き人 ([1] -76)

④ グリジャの息子パーニャ

トヴェーリの屋敷番 ([1] -28, 40, 50, 59, 64, 76)

トヴェーリの炉焚き人 ([1] -21, 34, 70)

⑤ クジマの息子ミーチャ

ノーヴォエ村の炉焚き人 ([1] -33, 38, 45)

馬係 ([1] -58, 63, 68, 76)

厩番 ([1] -54)

- ⑥ オフシャニクの息子ミーチャ
モスクワの炉焚き人 ([1] -33)
馬係 ([1] -36, 52)
- ⑦ ロジオンの息子タラス
モスクワの炉焚き人 ([1] -64, 70)
馬係 ([1] -76)
- ⑧ ユーリヤの息子ネジダン
馬係 ([1] -39)
новик казанец ([1] -29)
- ⑨ フョードルの息子ニキフォル
炉焚き人 ([1] -49)
馬係 ([1] -52)
- ⑩ クジマの息子グリーシャ
馬係 ([1] -50, 52)
モスクワの炉焚き人 ([1] -24)
- ⑪ シモンの息子プロホル
炉焚き人 ([1] -24, 38)
馬係 ([1] -50)
- ⑫ サヴェリの息子セメン
炉焚き人 ([1] -32, 38)
馬係 ([1] -50)
- ⑬ アンドレイの息子セルゲイカ
炉焚き人 ([1] -44, 54)
馬係 ([1] -58, 63, 68)
- ⑭ ピョートルの息子ヤクシ
炉焚き人 ([1] -32, 38, 44)
馬係 ([1] -49, 52, 58, 63, 68, 76)
- ⑮ シロチンカの場合、炉焚き人の所に列挙されているが、家畜の番をするこ

とが義務づけられており（〔1〕-33）、牛番としても登場（〔1〕-38）。

⑩ イワンの息子シェラブ

靴職人（〔1〕-34, 39, 45, 51, 55）

馬係（〔1〕-58, 63, 68）

⑪ セルゲイ（裁縫師）の息子トレチャーク

裁縫師（〔1〕-21）

новик казанец（〔1〕-28）

このような場合、その人物の職種をどう分類すればよいのかという問題が生じてくる。以上の17例のうち、①～⑩は、炉焚き人・屋敷番・馬係・家畜番・厩番と、比較的単純な労働で、相互に転換しうる労働内容と思われるが、⑪の場合は、全く業種が異なるものであり、同一人物であるのかどうか疑問を生じさせるものとなっている。⑫の場合は、2例であり、новик казанецの内容が不明確なため、判断が難しい。いずれにせよ、以上の事例は、オブローク受領者の職種が固定的ではない場合を示している。そして、オブローク受領者の実態を検討する際には考慮しなければならない事柄であろう。

以上のような事情があるので、期間による頻度を職種別に示すことは難しいが、同一人物の継続性と、主な職種を中心として、その継続の期間（間隔をあけている場合もあるが）による比較を行うと、

① ジェーチについては、絶対数の多いこともあるが、6年以上に渡ってジェーチとなっている者の数が他と比べても多いこと

② 鍛冶屋・大工・裁縫師・靴職人は、絶対数は少ないものの、長期間オブローク受領者となっているものの比率が高いこと

等をうかがうことができる

3 オブローク受領者間の関係

ところで、オブローク受領者の関係を見てみると、親子で、あるいは兄弟で、あるいはおじと甥で、あるいは義父と娘婿でと、家族が継続して、修道院とのオブロークによる関係を結んでいる場合に出会う。

そこで、親子（義父と娘婿の場合を含む）で、おじと甥で、あるいは兄弟で

オブロック受領者となっている事例を取り挙げてみよう。

親子の場合として、

- ① 靴職人のアガフォンとチェレフ親子。
 - ② 大工エルモラと息子ミーチャ(ジェーチ), また, エルモラの兄弟レヴォンカとモーケイもそれぞれ大工, 車大工である。
 - ③ イグナート(車大工)と息子イワンカ(大工・ジェーチ)
 - ④ エルモラの息子コジョール(大工)とかれの息子セニカ(大工)
 - ⑤ ヤコフ(クニージニク)と息子(?) グリーシャ(クニージニク)
 - ⑥ 大工のフォードル=クリーシカと娘婿ダニーラ(ジェーチ)
 - ⑦ デメニヤ(マーカルの息子)と, 息子ワシカとペトルーシャ兄弟。デメニヤは森番としてコレイェヴォ部落に住んでおり, ワシカはジェーチ・炉焚き人・馬番として, ペトルーシャは裁縫師としてオブロックを受領している。
 - ⑧ オトチシチェヴォ村出身のジェーチのカルプ(ワシーリーの息子)と息子たち(ガプリーラとネチャイはジェーチ, トレチャークは炉焚き人)
 - ⑨ 屋敷番ダニーラと息子イワンカ(クズネーチヌイ=ジェーチ)
 - ⑩ アフォナーシーの息子イグナート(番人)と息子イワンカ(ジェーチ)
 - ⑪ ニキフォール(炉焚き人)と息子イワシカ(ジェーチ・炉焚き人)及びセニカ(ジェーチ)兄弟。ニキフォールの兄弟タラスも保証人として登場している。
 - ⑫ 屋敷番クジマと息子イストマ(ジェーチ・炉焚き人)
 - ⑬ 炉焚き人ソコールとかれの娘婿ニキフォール(ジェーチ・大工/桶製造職人)
- ①~⑤の場合には, 親子で同一職種に就いている。

(22) 事例としては挙げなかったが, 父親がスタレーツであり, 保証人となっているという事例として,

- ① スタレーツのアレクセイと息子ダニーラ(ジェーチ) ([1] -24, 52, 57, 62)
- ② スタレーツのヴェリヤミンと息子イワン(ジェーチ) ([1] -14)
- ③ スピロヴォ村出身のスタレーツであるシドールと息子プロホル(炉焚き人, 馬係) ([1] -24)

の3件がある。オブロック受領者の出自を検討する際に考慮しなければならない。

おじと甥の場合として、

- ① アンチブ（ボクシェイの息子）と甥セメン（エメリヤンの息子）（いずれも靴職人）
- ② 十字架製造職人レオンと甥イワンカ（ジェーチ）
- ③ ヴェレシャーガと甥トレチャークとグルプシ兄弟（ヴェレシャーガはスルガー、甥兄弟は馬係・スルガー）
- ④ ゲラシムの息子イワン（スルガー）と甥イワン（十字架製造職人）
- ⑤ イストマ（スルガー）と甥イストマ（番人・ジェーチ）

兄弟の場合として、

- ① コナンの息子アンドレイとマーカル兄弟（いずれも長杖製造職人・火掻き棒製造職人）
- ② ワシーリーの息子グリーンシャとメニシク兄弟（前者はジェーチ、後者は大工）。もう一人の兄弟ミクラがメニシクの保証人として登場。
- ③ イワンの息子グリーンシャとメンチャク兄弟（前者は十字架製造職人、後者はスルガー）
- ④ コンスタンチンの息子グリーンシャとミーチャ兄弟（前者はスルガー、後者はろくろ師・長杖製造職人）
- ⑤ チモフェーイの息子ダニーラとイワンカ=コリャーカ兄弟（前者はジェーチ、後者はジェーチ・クワス醸造人・大工）
- ⑥ イワン=トゥロフスキーの息子アフォーニャとフョードル兄弟（前者は馬係・スルガー、後者はスルガー）
- ⑦ ドミトリーの息子ワシーリーとオスターニャ兄弟（前者はジェーチ、後者はジェーチ・大工）
- ⑧ ワシーリーの息子ドロガーニャとチート兄弟（両者とも裁縫師）
- ⑨ ニキータの息子イワンカ及びコスチャ兄弟（両者とも裁縫師）
- ⑩ エメリヤンの息子イワン2人（いずれもジェーチ）・フォマ（裁縫師）の3兄弟
- ⑪ グリージャの息子ジャギリとフョードル兄弟（前者は大工、後者は馬係・

ジェーチ)

- ⑫ シェヴェリの息子ワシーリーとヤクシ兄弟 (両者共、馬係・スルガー)
- ⑬ フェフィルの息子ヴォロージャとパルフェン兄弟 (前者はスルガー、後者はジェーチ)
- ⑭ ステパンの息子アレクセイとクジマ兄弟 (いずれもジェーチ)
- ⑮ イワン=ボルダグの息子グリーンシャとペトルーシャ兄弟 (両者ともジェーチ)。かれらの父イワンは保証人として登場。
- ⑯ ミハイルの息子グリーンシャとミーチャ兄弟 (両者ともジェーチ)
- ⑰ チモフェーイの息子グリーンシャとエルモラ兄弟 (前者はジェーチ、後者は大工)
- ⑱ フョードルの息子グリーンシャとコンドラーシュ兄弟 (前者はジェーチ、後者は馬係・スルガー)
- ⑲ レーカルの息子ワシーリーとドミトリー兄弟 (両者ともスルガー)
- ⑳ ゴロフの息子イワン (馬係・スルガー)・イワンカ (ジェーチ・炉焚き人・スルガー)・ヤクシ (馬係・炉焚き人・スルガー) の3兄弟
- ㉑ イワン (スルガー)・イストマ (ジェーチ)・チモーシャ (ジェーチ) 3兄弟
- ㉒ ミハイルの息子イワシカ (ジェーチ)・カルプ (ジェーチ)・ラリカ (炉焚き人) 3兄弟。もう一人の兄弟レヴォンも保証人として登場している。
- ㉓ イストマ (スルガー) と息子イエフカ (馬係・スルガー) 及びニキータ (スルガー) 兄弟
- ㉔ ヤコフの息子イストムカ (ジェーチ) とチモーシャ (ジェーチ・馬係) 兄弟
- ㉕ グリジャの息子レヴォン (炉焚き人・ジェーチ) 及びユーリヤ (ジェーチ) 兄弟
- ㉖ フョードルの息子マクシム (ジェーチ) と従兄ミーチャ (炉焚き人・馬係・ジェーチ・スルガー)。父親フョードルはウスペンスコエ村の鍛冶屋であるが、オブロークの授受については記載がない。

- ⑳ カチェリンの息子イストマ（スルガー）とシドル（馬係）兄弟
- ㉑ カプスタの息子ネゴジャイ（馬係・スルガー）とステパン（スルガー）兄弟
- ㉒ ルキヤンの息子イワンカ（炉焚き人・ジェーチ）・ネチャイ（ジェーチ）・ファラレイ（番人・炉焚き人）の3兄弟
- ㉓ 炉焚き人のマルトゥインカと十字架製造職人のアヌフリー兄弟

このように、家族でオブロック受領者となっている事例が多くあることをどのように考えればよいのか。これは、前述のオブロック受領者の継続性の問題とも関連して、オブロック受領者と修道院との関係を検討する際に考慮しなければならない問題であると思われる。

4 保証人との関係

次に、オブロック受領者の保証人に目を移してみると、ここでも家族が保証人となっている事例に出会う。まず、父母または義父が息子または娘婿の保証人となっている事例には、次のようなものがある。

- ① 裁縫師のペトルーシャ、ジェーチのワシーリーに対する父親デメニャ（〔1〕-26, 32, 71）
- ② 裁縫師のトレチャークに対する父親セルゲイ（〔1〕-21）
- ③ クズネーチヌィ=ジェーチのイワンカに対する父親グニーラ（本人は屋敷番）（〔1〕-55, 60）
- ④ 屋敷番イストマに対する父親マクシム（〔1〕-33, 38）
- ⑤ 炉焚き人のイワンに対する父親アルテム（〔1〕-24）
- ⑥ 炉焚き人のワシカに対する父親ザーハル（〔1〕-59）
- ⑦ 炉焚き人のトレチャーク・ジェーチのガヴリールとネチャイに対する父親カルプ（〔1〕-54）
- ⑧ 炉焚き人のプルホルに対する父親シドル（本人はスタレーツ）（〔1〕-24, 38）
- ⑨ ヴォルシノ村の炉焚き人プチーラに対する義父カシヤン（本人はヴィソコエ部落のスタレーツ）（〔1〕-54）

- ⑩ ログシノ村の炉焚き人ロマンに対する母親（ウスペンスコエ村のプロスクールニツァ）（〔1〕-54）
- ⑪ イェロポルチ村の炉焚き人フィリカに対する父親セメン（〔1〕-27）
- ⑫ 都市の番人ミハルカに対する父親ワシーリー（〔1〕-49, 53, 58）
- ⑬ ジェーチ、番人であるミハルカに対する父親ワシーリー（〔1〕-49, 53, 58）
- ⑭ ジェーチのワシカに対する父親ピョートル（〔1〕-14）
- ⑮ ジェーチのロックに対する父親イェレメイ（〔1〕-13, 20）
- ⑯ ジェーチのピョートル及び炉焚き人グリーンシャに対する父親ボルダー（〔1〕-24, 26, 32, 37, 48）
- ⑰ ジェーチのフョードルに対する父親モーケイ（〔1〕-69）
- ⑱ ジェーチのダニーラに対する義父フョードル（〔1〕-26, 32, 36, 44, 48, 53, 57, 62, 69, 74）
- ⑲ ジェーチのイワンカに対する父親ヴェリヤミン（本人はスタレーツ）（〔1〕-14）
- ⑳ ジェーチのイワンに対する父親イグナート（〔1〕-36-37, 44, 48）
- ㉑ ジェーチのイワンに対する父親イグナート（本人は番人）（〔1〕-14, 19, 25, 31, 36, 48, 53）
- ㉒ ジェーチのイワンに対する父親ニキフォル（〔1〕-19）
- ㉓ ジェーチのイワンに対する父親セメン（〔1〕-19, 25, 30, 36, 44, 48, 52）
- ㉔ ジェーチ・炉焚き人のイストマに対する父親クジマ（〔1〕-14, 20, 32, 37, 44, 48）
- ㉕ ジェーチのセメンに対する父親ニキフォル（〔1〕-14, 19, 25）
- ㉖ ジェーチのチモーシャに対する父親フロール（〔1〕-48, 53, 58, 62, 69）
- ㉗ ジェーチのフェディオカに対する父親ソフロン⁽²⁾（〔1〕-49, 53, 57, 62, 69）
- ㉘ ジェーチのミーチャに対する父親エルモラ（〔1〕-13, 18, 48, 53, 62, 69）
- (23) 修道院領のミハリツェヴォ部落に居住している。

69)

- ㉘ ジューチのガヴリールに対する父親カルプ ([1] -19, 25)
- ㉙ ジューチのネチャイに対する父親カルプ ([1] -37, 44, 48, 53, 57, 62-63, 69, 74)

ここでは、㉘の事例で、母親が保証人となっていることが注目される。

おじが甥の保証人となっている事例として、

- ① 十字架製造職人イワンに対する叔父イワン ([1] -39)
- ② 馬系のコンドラートに対する叔父カシヤン(本人はスタレーツ) ([1] -44)
- ③ 番人のイストマに対する叔父イストマ ([1] -70)
- ④ ジューチのミーシカに対する叔父イワン ([1] -32, 36, 44, 48)
- ⑤ ジューチのサフカに対する叔父フィリップ ([1] -53)
- ⑥ ジューチのセレシカに対する叔父イワン ([1] -13)

兄弟が保証人となっている事例として、

- ① 大工のメニシクに対する兄弟ミクラとグリーシャ ([1] -19, 26, 30, 37, 43, 47-48)
- ② 大工モーケイに対する兄弟エルモラ (本人も大工) ([1] -26, 31)
- ③ 十字架製造職人アヌフリーに対する兄弟マルチン ([1] -34)
- ④ 十字架製造職人グリーシャに対する兄弟メンチャク ([1] -39)
- ⑤ ろくろ師のクジマに対する兄弟アレクセイ ([1] -59)
- ⑥ 漁師のステパンに対する兄弟アンドレイとマーカル ([1] -51)
- ⑦ 馬系のネゴジャイに対する兄弟ステパン ([1] -39, 44)
- ⑧ 馬系のアフォーニャに対する兄弟フョードル ([1] -39, 44)
- ⑨ 馬系のイエフに対する兄弟ニキータ ([1] -44)
- ⑩ 町の番人ペトルーシャに対する兄弟ダニエラ ([1] -49, 53)
- ⑪ ノーヴォエ村の屋敷番のウリッタに対する兄弟フョードル(本人は金庫番) ([1] -33)
- ⑫ 炉焚き人のカルプに対する兄弟レヴォン ([1] -24)
- ⑬ 炉焚き人のニキフォールに対する兄弟タラス ([1] -49)

- ⑭ 炉焚き人のチモーシャに対する兄弟イストマ ([1]—24)
- ⑮ 炉焚き人のファラレイに対する兄弟イワン ([1]—76)
- ⑯ ジェーチのフョードルに対する兄弟ジャギリ ([1]—20, 25, 48, 62, 69)
- ⑰ ジェーチのレヴォンに対する兄弟ユーリヤ ([1]—48, 53, 57)
- ⑱ ジェーチのレヴォンに対する兄弟エルモラ ([1]—13, 18, 31)
- ⑲ ジェーチのミーチカに対する兄弟グリーンシャ ([1]—13, 19, 25)
- ⑳ ジェーチのダニエラに対する兄弟イワン ([1]—53, 58, 69, 75)
- ㉑ ジェーチのグリーンシャに対する兄弟エルモラ ([1]—49, 52, 57, 63, 69)
- ㉒ ジェーチのグリーンシャに対する兄弟コンドラート ([1]—24, 32, 36, 57)
- ㉓ ジェーチ・炉焚き人のワシーリーに対する兄弟オスターニヤ ([1]—13, 24)
- ㉔ ジェーチのエフィムに対する兄弟ワシーリー ([1]—48)
- ㉕ ジェーチのパルフェンに対する兄弟ヴォロージャ ([1]—13, 19, 25, 31, 36, 44, 48)
- ㉖ ジェーチのイワンカに対する兄弟イワンカ ([1]—14, 19, 31, 37, 44)
- ㉗ ジェーチのイワンカに対する兄弟フォマ(本人は裁縫師) ([1]—48, 74)
- ㉘ ジェーチのイストマに対する兄弟イワン ([1]—57)
- ㉙ ジェーチのチモーシャに対する兄弟イワン ([1]—49, 53, 57, 69)

このように、家族の一員による保証が相当数にのぼっていることが分かる。家族の一員が、身近な者として保証人となることは当然のことであろう。

では、家族にとって、構成員がオブローク受領者となることは、どういう意義を持っていたのであろうか。また、オブロークの授受を通して修道院と関係を取り結ぶことがどのような意味を持っていたのであろうか。今後の検討課題としたい。

IV おわりに

以上の検討を通じて、

- ① 当該修道院では、オブロークの授受を通して労働力を毎年確保していたこ

と

- ② オブローク受領者の労働の場は、修道院内と修道院領の村落とに大別され、修道院内には手工業関係を中心とする仕事場が存在していたこと
- ③ オブローク額は職種毎に異なるが、各職種には上限があり、手工業関係と漁業に対する額が相対的に高いものであり、職種によっては他に支給されるものがあったこと
- ④ オブロークの支払い時期は10月から12月にかけてが主で、オブロークの授受によって結ばれた関係は1年間効力を有していたこと。
- ⑤ オブロークの授受に際して分類される職種と、オブローク受領者自身の職種とは区別されること
- ⑥ オブローク受領者は、継続して（間隔があく場合もあるが）修道院とオブローク授受の関係を取り結ぶ場合が多いが、その際、職種に変動がありえたこと
- ⑦ 家族内で複数の人物がオブローク受領者となっている場合が多数見られ、保証人としても家族が登場していること、そして、母親も保証人となり得ること

等が明らかになったことと思われる。

しかし、史料の読み取りが十分行われていない点や、人物間の関連を把握できていない点も数多くあり、今後の検討が必要である。また、登場している人物について、前稿で取り扱った時期との連続性において捉らえることもできていない。

このような点を踏まえて、本稿と前稿で扱った時期とを全体として視野に入れながら、今後、オブローク授受の関係を取り結ぶ目的・意義等が、修道院・オブローク受領者双方にとって、どのようなものであったのか、を検討していかなければならないと考えている。

修道院側にとってみれば、修道院内に各種の手工業の仕事場・オブローク受領者の宿泊施設と考えられるものを備えて、オブローク受領者との関係のある程度継続させていることは、どのような目的・意義を持っていたのか。修道院

構成員の生活に対する、施設に対するサービス労働は別にして、手工業者たちが生産したものの用途は何であったのか。修道院内での消費、あるいは使用のためであったのか、それとも販売を目的としたものであったのか。²⁴⁾

また、オブローク受領者としては、家族・家庭を持ちつつ、オブロークの授受を通して修道院との関係を取り結ぶことは、しかも、継続して取り結ぶことは、どのような意義を持ち、どのような関わり方が可能であったのか。また、受け取ったオブロークそのものは、オブローク受領者の生活にとっていかなる意味を持っていたのか。その場合、家族の問題をも考慮しなければならないであろう。

次に、オブロークの授受は、どのような拘束力を持っていたのか。オブローク受領者にとっては、年間を通して拘束されるものであったのか。それとも、必要に応じて、職種に応じた労働を行いさえすればよかったのか。

このような点を検討することによって、オブローク授受の本質は何であったのか、を明らかにしていかなければならないと考えている。

史料・参考文献

- [1] *Книга ключей и долговая книга Волоколамского монастыря XVI века.*
Под редакцией М. Н. Тихомирова и А. А. Зимина, М.-Л., 1984.
- [2] *Вотчинные хозяйственные книги 16 в Книги денежных сборов и выплат Иосифо-Волоколамского монастыря 1573—1593 гг.,* Под редакцией доктора исторических наук А. Г. Манькова, 1978.
- [3] *Вотчинные хозяйственные книги 16 в Приходные и расходные книги Иосифо-Волоколамского монастыря 70—80-х гг.,* Под редакцией доктора исторических наук А. Г. Манькова. 1, 2. М. —Л., 1980.
- [4] *Настольная книга для священно-церковно-служителей.* Составил преподаватель Харьковской Духовной Семинарии С. В. Булгаков. Изд. второе., Харьков, 1900.
(Photomechanischer Nachdruck der Akadmischen Druck-u. Verlagsanstalt. Graz/Austria Printed in Austria. 1965)

(24) [1]の監修者は、手工業者の一部は、まだ、修道院独自の販売ではあったが、外部販売向けに仕事をし始めていたとして、修道院に十字架製造職人と火掻き棒製造職人が存在していたことを挙げている。つまり、ヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院を訪れた人々が思い出の品として購入すべく製造されていた、と捉らえている ([1]—4)。

- [5] Пронштейн А. П., Княшко В. Я. *Хронология*. Под редакцией чл. -корр. АН СССР В. Л. Янина. М. 1981.
- [6] Греков Б. Д. *Крестьяне на Руси с древнейших времен до XVII века*, М. -Л., 1946
- [7] его же, *Монастырские детеныши. -Вопросы истории*, No.5-6, 1948. с. 74-84.
- [8] Маньков А. Г. *Хозяйственные книги монастырских вотчин 16 века как источник по истории крестьян, -Проблемы источниковедения*, сб. 4, М., 1955, с. 287-306.
- [9] Тихомиров М. Н. *Монастырь-вотчинник XVI века. -Исторические записки*, т. III, 1938. с. 130-160.
- [10] Шелетов К. Н. *Сельское хозяйство во вотчинах Иосифо-Волоколамского монастыря в конце 16 в. -Исторические записки*, кн. 18, 1947, с. 92-147.
- [11] 網野善彦「歴史叙述の変容」, 『歴史解説の視座』(神奈川大学評論叢書第2巻), 御茶の水書房, 1993, 3-11 ページ。
- [12] 泉 雅博「新しい歴史解説の視座を求めて」, 『歴史解説の視座』(神奈川大学評論叢書第2巻), 御茶の水書房, 1993, 169-189 ページ。
- [13] 細川 滋「16世紀ロシアの所領構造」, 『香川大学経済論叢』56-1, 1983/1。
- [14] 細川 滋「16世紀末イオシフォ・ヴォロコラムスキー修道院領における農民負担」, 『研究年報』(香川大学経済学部), 26, 1986。
- [15] 細川 滋「ロシア統一国家形成期の農村」, 『ロシア史研究』No44, 1986。
- [16] 細川 滋「16世紀後半のヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院領における雇傭労働力」(1), 『香川大学経済論叢』64-1, 1991/6。
- [17] 細川 滋「16世紀後半のヨシフ=ヴォロコラムスキー修道院領における雇傭労働力」(2), 『香川大学経済論叢』64-2・3, 1991/11。